

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第25条</u>の規定により定められた<u>法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（<u>法第24条</u>の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設（以下「対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第26条</u>の規定により定められた<u>法第18条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（<u>法第25条</u>の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設（以下「対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。